

運輸安全委員会は、令和6年4月25日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (17件) [📎 106KB]
- 船舶インシデント調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (1件) [📎 48KB]
- 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (52件) [📎 197KB]

上記事故のうち、広島事務所と長崎事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 貨物船A(198トン)乗揚

貨物船Aは、夜間、愛媛県松山市下二子(しもふたご)島南西方沖を、自動操舵により北東進中、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥り、同島南東岸の干出浜に乗り揚げた

② 漁船A(0.4トン)乗組員死亡

漁船Aは、長崎県新上五島(しんかみごとう)町浜串(はまくし)漁港の一文字防波堤の内側において、強風及び波浪注意報が発表され、強い北北東風が吹く状況下、漂泊して揚網作業中、船長が落水して溺水した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(198トン)乗揚

(貨物船Aは、夜間、下二子島南西方沖を北東進中、船長が居眠りに陥り、同島南東岸の干出浜に乗り揚げた)

【事故概要】

貨物船A(198トン、4人乗組、空船)は、夜間、愛媛県松山市下二子島南西方沖を、自動操舵により北東進中、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥り、同島手前の転針予定場所を通過したことに気付かずに、同島に向かって航行を続け、同島南東岸の干出浜に乗り揚げた

【発生日時】令和5年5月17日23時05分ごろ

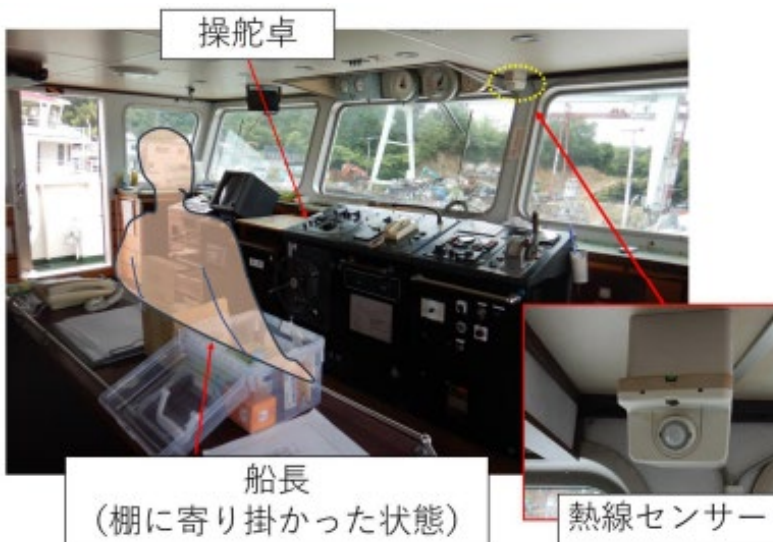
【発生場所】愛媛県松山市下二子島南東岸

【死傷者】なし

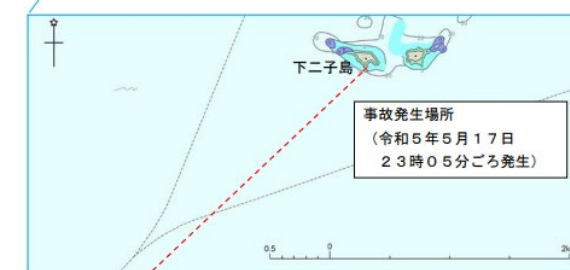
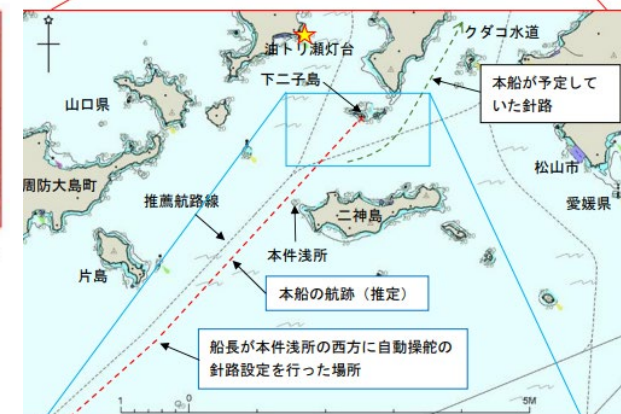
【損傷等】左舷船尾部船底外板に破口及び凹損、船首部船底外板に凹損及び擦過傷

《原因・背景等》

- ◎ 夜間、下二子島南西方沖を、自動操舵により北東進中、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥り、同島手前の転針予定場所を通過したことに気付かずに、同島に向かって航行を続けたこと
- 船橋には、船橋航海当直警報装置(以下「本件警報装置」という)が設置され、船橋前部右舷側の天井部分に設置されていた熱線センサーが船橋当直者の動作を設定時間内(最大10分)に検知しない場合、警報が作動するようになっていたが、本事故当時、警報は作動しなかった
- 船長は、居眠りに陥った後、本事故発生までの間、本件警報装置の検知範囲内にいたものの、身体が動いて、本件警報装置の熱線センサーがその動きを検知し、警報が作動しなかったのではないかと本事故後に思った



本件警報装置の設置場所及び本事故発生前の船長の位置



事故発生経過概略図 →

《再発防止策》

- (1) 船橋当直者は、当直中は、眠気を感じていなくても、身体を動かしたり、窓を開放して外気に当たったり、コーヒーを飲んだりするなど居眠りを防止する措置を採ること
- (2) 船舶所有者、船長及び船橋当直者は、船橋航海当直警報装置の作動状況を確認し、設定時間(休止時間)はなるべく短くすること
- (3) 船舶所有者、船長及び船橋当直者は、運輸安全委員会ホームページの居眠り防止に関するダイジェスト版などの資料を参考にすること

* 本調査報告書は、R6.4.25に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(0.4トン)乗組員死亡

(漁船Aは、新上五島町浜串漁港の一文字防波堤の内側において、揚網作業中、船長が落水して溺水した)

【事故概要】

漁船A(0.4トン、1人乗組)は、長崎県新上五島町浜串漁港の一文字防波堤の内側において、強風及び波浪注意報が発表され、強い北北東風が吹く状況下、船長が、本船を漂泊させ、一文字防波堤の内側でいせえび刺網の揚網作業中、刺網がプロペラに絡まり、船外機をチルトアップして刺網を除去していた際、落水して溺水した

【発生日時】 不明(令和5年9月7日08時ごろ～12時ごろまでの間)

【発生場所】 不明(長崎県新上五島町浜串漁港周辺)

【死傷者】 死亡1人(船長)

【損傷等】 船尾部船底外板に破口を伴う擦過傷、船外機に濡損等

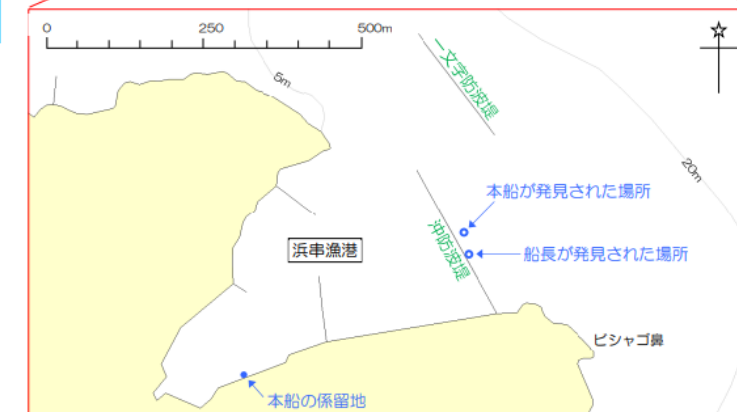
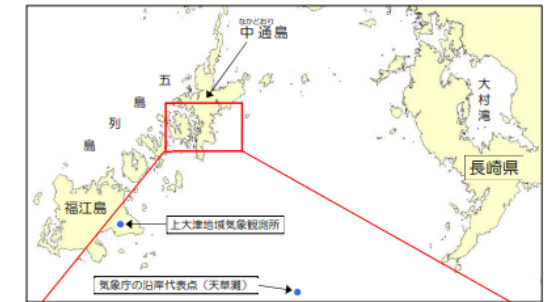
《原因・背景等》

◎ 強風及び波浪注意報が発表され、強い北北東風が吹く状況下、船長が、本船を漂泊させ、一文字防波堤の内側でいせえび刺網の揚網作業中、刺網がプロペラに絡まり、船外機をチルトアップして刺網を除去していた際、落水して溺水したこと

《再発防止策》

- (1) 小型漁船に1人で乗り組む船長は、救命胴衣を着用した上で操業を行い、その際、救命胴衣のファスナーやバックルを締めた後、胴ベルトの長さを調整して身体に密着させたり、股紐を装着したりするなどして救命胴衣を適切に着用すること
- (2) 小型漁船に1人で乗り組む船長は、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水時の連絡手段を確保しておくこと。また、落水時の船上復帰手段として縄ばしご等を船体に備えておくことが望ましい

事故発生場所概略図



← 発見された本船の状況(船外機に絡まった刺網は除去された状態)